

# 食品ロス削減の輪を広げよう！学校連携事業助成事業概要

## 1 趣 旨

若い世代の食品ロス削減意識の醸成を図るため、小学校と連携して食品ロスの問題解決に向けた取組を実践する大学の研究室等に対し、事業実施に必要な経費を助成する。

## 2 助成対象者

県内の大学（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学をいう。以下同じ。）とする。

## 3 対象事業

### （1）実施主体

大学の教員が主催する研究室等。なお、複数の研究室等（所属大学が異なるものを含む。）が合同で行うものも対象とするが、その場合、交付申請等は、代表教員が主催する研究室等を所管する大学が行うものとする。

### （2）事業内容

食品ロスの問題をテーマに、大学生が若者の視点や発想を生かしながら、小学生と協働して問題解決に向けた取組を企画し、実践するものとする。

### （3）実施対象校

県内の小学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校をいう。以下同じ。）とする。

## 4 実施期間

単年度（助成金交付決定日から令和 9 年 3 月 2 0 日まで）

## 5 助成率及び助成額

（1）助成率 1 0 / 1 0 以内

（2）助成額 5 0 0 千円

※ 1 大学あたり、総額 5 0 0 千円を限度とする。

## 6 助成対象経費

事業の実施に真に必要な経費とする。ただし、備品費（3 万円以上のもの）及び食糧費（講師等弁当代を除く。）は対象としない。

### 【対象経費例】

- ・ 大学教員、学生等の現地までの交通費（レンタカー代、ガソリン代を含む。）及び宿泊費
- ・ 外部講師等への諸謝金
- ・ 小学校近隣地域でのフィールドワークに係る経費、保険料
- ・ 書籍等教育資材購入費や消耗品費、ワークショップ材料費などの需用費
- ・ 通信運搬費、印刷製本費 等

## 7 助成金の申請

助成金の交付を受けようとするときは、必要書類を添えて県に申請し、事前に交付決定を得るものとする。

## 8 事業の変更承認

交付決定通知を受けた事業の中止若しくは廃止又は内容を変更しようとするときは、別に定めるところにより、県に申請し、事前に承認を得るものとする。

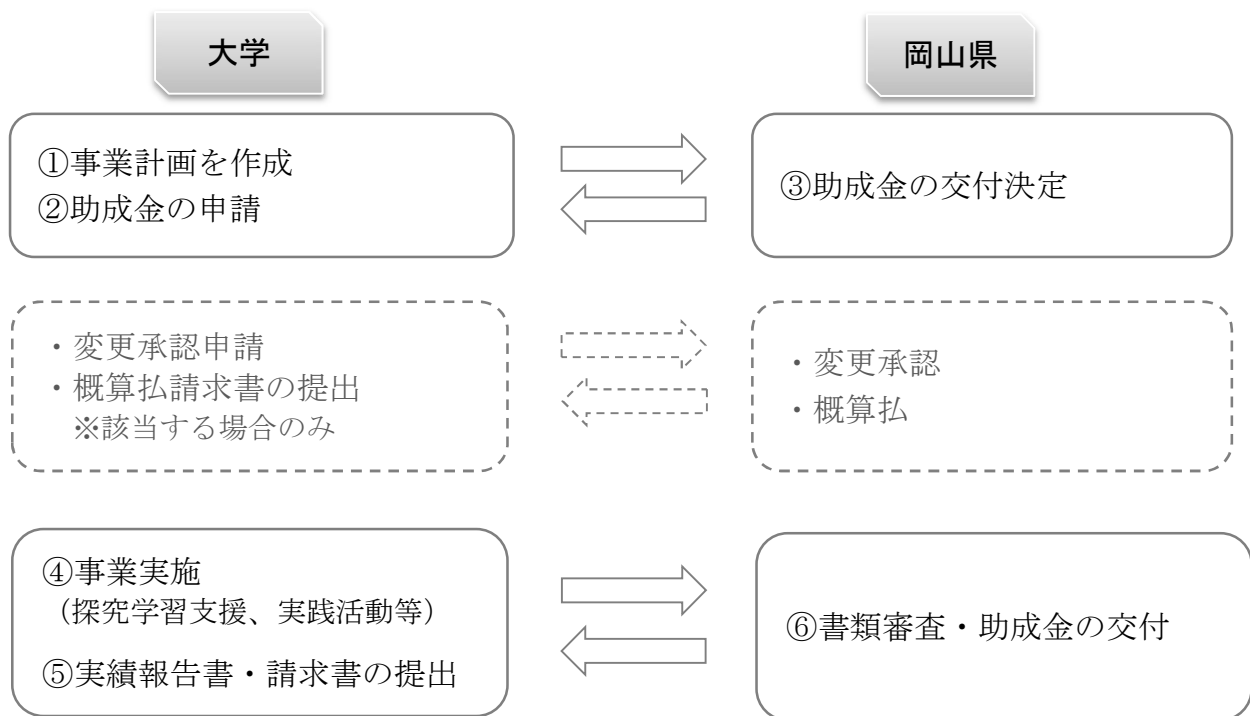
## 9 実績報告

事業実施後、原則として30日以内に実績報告書及び請求書を提出する。

## 10 その他

- (1) 予算を全額執行した場合は、年度途中であっても助成を終了する。
- (2) 助成対象事業に対し、他の補助金、収入金（寄付金、参加料等）等がある場合は、それらの額を控除した経費を助成対象とする。
- (3) 希望に応じて、県が制作した啓発資材（小冊子、動画等）の提供を行う。

### 学校連携事業助成事務フロー



申込・問い合わせ

岡山県環境文化部循環型社会推進課  
〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6  
TEL 086-226-7306 FAX 086-224-2271